

東海道のおひなさま 亀山宿・関宿 亀山市

～ひな人形 風情のある町並みに～
東海道「亀山宿」と「関宿」の街道沿いに、愛らしいおひなさまが飾られます。期間中は、亀山ラーメンなどが当たる「手形ラリー」や「おひなさまめぐりウォーキング」など、多彩なイベントが満載です。おひなさまを眺めながら早春の東海道を散策してみませんか。

とき 2月6日(土)～3月6日(日)
ところ 亀山宿…本町～布気町
関宿…関町木崎～関町新所
アクセス 亀山宿…J R 亀山駅下車北へ徒歩約10分
関宿…J R 関駅下車北へ徒歩5分
問合せ先 東海道のおひなさま亀山宿・関宿実行委員会(亀山市観光協会内) ☎0595-97-8877
市民文化部関支所観光振興室 ☎0595-96-1215



伊賀上野・城下町のおひなさん 伊賀市

～ひな人形が城下町を彩る～
中心市街地の本町通りを舞台に「観る」「食べる」「体験する」おひなさんを楽しみませんか。「観る」では、町家や商店などに新旧さまざまなひな人形を展示します。「食べる」では、飲食店や和菓子店でひな祭りをテーマにしたランチメニューやお菓子などを販売し、今年は新たに武家屋敷でカフェやまちなかで伊賀グルメのイベントも開催します。そして、「体験する」では、着物でまち歩きや、子どもを対象としたおひなさん体験などができます。その他にも期間中さまざまなイベントを行っています。詳しくはお問い合わせください。

とき 2月20日(土)～3月3日(木)
ところ 伊賀市上野本町通り周辺
アクセス 伊賀鉄道上野市駅下車すぐ
問合せ先 伊賀市観光戦略課 ☎0595-22-9670 (平日)



学習情報番組 とびだせ!わくわく学習室

小学生を対象にした学習情報番組を、あいコムこうか11チャンネルで放送しています。ぜひご覧ください。
【時間】 17時30分～18時(30分間)
(再放送 19時30分～20時)
問い合わせ 学校教育課 ☎86-8020 / ☎86-8380

放送日	2月1日～2月7日	2月8日～2月14日	2月15日～2月21日
①10分	4年生・国語④ 慣用句	5年生・国語④ 敬語を適切につかおう!	6年生・国語④ 季節を感じて
②10分	6年生・算数④ 比例と反比例	1年生・算数④ ずをつけてかんがえよう	2年生・算数④ はこの形
③10分	5年生・理科③ 電流が生み出す力	6年生・英語③ 何になりたい?	6年生・理科③ 電気とわたしたちの暮らし

行政情報番組 きらめきこうか

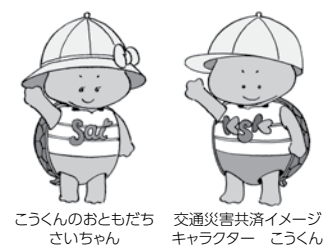
市政情報や地域の催しなどを放映しています。ぜひご覧ください。
(※あいコムこうか光テレビ11チャンネルの有料契約が必要となります)
【平日/1日8回放送】 10時・13時・15時30分・17時・18時30分・20時30分・22時・23時30分
【休日/1日7回放送】 10時・13時・15時30分・17時・20時・22時・23時30分
問い合わせ 広報課 ☎65-0675 / ☎63-4619

放映日	1月30日～2月6日	2月6日～2月13日
コーナー名	きらめき情報局	消防団員募集
くらしナビ	ボランティアによる地域資料の作成	多世代交流ふれあいタイム
エンディング	甲南南保育園わかばぐみ	甲南南保育園ももぐみ

※番組は、毎週土・水曜日18時30分に更新しています。都合により番組内容が変更する場合があります。

平成28年度 交通災害共済加入 受付開始のお知らせ

交通災害共済は、一人ひとりが少しずつ掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金を送って支え合う、県内全市町で行っている共済制度です。



- 加入できる方**
 - 市内に住民登録をされている方
 - 市内に勤務・在学されている方
- 年間掛金**
 - 1人につき500円
- 申込期間**
 - 2月1日(月)～
 - 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
 - ※途中加入も可能です。
- 加入方法**
 - 各区・自治会を通じて、各世帯に加入申込書を配布します。また、市役所窓口や申込先金融機関窓口にも申込書を備え付けます。
 - ※振込でなく直接窓口でお申し込みください。
- 見舞金のお支払い**
 - 共済期間内に道路で起きた車両等による事故でケガをされた場合、通院1日目から見舞金が支給されます。
 - 見舞金額**
 - 2万円から最高100万円(死亡時)
 - ケガの程度により金額は変わります。事故の状況等により支給されない場合もあります。
 - ※詳しくは、左記までお問い合わせください。
- 申込窓口**
 - 市役所の窓口
 - 市民窓口センター・旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター各窓口
 - 金融機関(甲賀市内の本・支店)
 - 滋賀銀行・関西アーバン銀行・滋賀県信用組合・甲賀農業協同組合・湖東信用金庫・滋賀県民信用組合・近畿労働金庫

毎日の暮らしを支える底力 下水道の正しい使用方法とは?

下水道には、私たちが使って汚れた水を処理場へ速やかに運び、きれいにして川や海に戻すという重要な役割があります。しかし、使い方を誤ると詰まったり壊れたりしてその役割を果たせなくなります。次の点に注意して快適に利用しましょう。



下水道に油を流さないでください
油を流すと排水管や下水道管が詰まる原因になります。調理後のフライパンや皿についた油汚れは、キッチンペーパーなどでふき取ってから洗いましょう。てんぷら油などは無色透明のペットボトルに入れ、収集日に廃食用油として出してください。飲食店などではグリース阻集器を設置して定期的な点検・清掃をしてください。
※阻集器：油などを分けて集める器



下水道ができたからといって、どんなものでも流していいということではありません
マンホールや桝などにガソリン、シンナー、アルコール類など揮発性や引火性の高い危険物は絶対に流さないでください。下水管や汚水桝を溶かしたり、爆発や火災の原因になる恐れがあります。また、農薬・殺虫剤などの薬品を下水処理場で分解する微生物に影響を与え、処理機能が低下する恐れがありますので流さないでください。



水洗トイレには溶ける紙を
水に溶けやすいトイレットペーパー以外のティッシュペーパー、紙オムツや生理用品、タバコやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因となりますので、流さないでください。
節水型便器を使う場合は、汚物が排水管内で止まってしまわないかをメーカーや設置業者などの専門業者に確認してください。



問い合わせ
下水道課 計画普及係
☎86-8012 / ☎86-8390